

# 一般社団法人 中部地区自動車管理業協会 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人中部地区自動車管理業協会と称する。

### 第2条 (主たる事務所)

当法人は主たる事務所を、名古屋市名東区に置く。

### 第3条 (目的)

当法人は自動車管理業（自家用車の運転、整備、燃料・備品・消耗品の管理等を請負う事業、運転手の派遣事業、運送事業など）に関する調査及び研究、研修会・セミナー等の開催、情報の収集及び提供等を行うことにより、同業の健全な発展を図り、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業内容)

当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 自動車管理業に関する調査及び研究
2. 自動車管理業に関する情報の収集及び提供
3. 自動車管理業に関する指導及び研修会等の開催
4. 自動車管理業に関する人材育成
5. 自動車管理業に関する内外関係機関との交流及び協力
6. その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第5条 (公告)

当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

### 第6条 (入社)

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。当法人の社員として入社しようとする者は、当法人所定の様式により申込み、代表理事の承認を受けなければならない。

### 第7条 (経費等の負担)

社員は、当法人の目的達成のために必要な経費を支払う義務を負い、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

## 第8条（退社）

社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。

## 第9条（除名）

社員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって、当該社員を除名することができる。

- ① 本定款その他の規則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をしたとき
- ③ その他の除名すべき正当な事由があるとき

## 第10条（社員資格の喪失）

前2条の場合のほか、社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員はその資格を喪失する。

- ① 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ② 死亡、または失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ 会費を納入せず、督促後4ヶ月以上納入しないとき
- ④ 総社員の同意があったとき

## 第11条（社員資格喪失に伴う権利及び義務）

社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

## 第3章 社員総会

### 第12条（種別と開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

### 第13条（召集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が召集する。ただし、総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的事項及び召集の理由を示して、社員総会召集の請求をすることができる。

### 第14条（議長）

社員総会の議長は代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会で議長を選出する。

#### 第15条（決議）

社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 定款の変更
- ③ 解散
- ④ その他法令で定めた事項

#### 第16条（代理）

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

#### 第17条（議事録）

社員総会の議事については法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事は署名または記名押印する。

### 第4章 役員

#### 第18条（員数）

当法人に次の役員を置く。

- ① 理事 2名以上5名以内
- ② 監事 1名

#### 第19条（選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### 第20条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする

4. 理事及び監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、退任後も新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う。

## 第21条（代表理事）

当法人は、代表理事を1名置き、理事の互選により定める。

## 第22条（解任）

理事は、社員総会の決議を得て解任することができる。

## 第23条（報酬）

理事の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

### 第24条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第25条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告書及びその附属明細書
- ② 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

## 第6章 定款の変更及び解散

### 第26条（定款の変更）

本定款は、社員総会の特別議決をもって変更することができる。

### 第27条（解散）

当法人は、次の事由によって解散する。

- ① 社員総会の特別決議
- ② 社員が欠けたこと
- ③ 破産手続き開始の決定
- ④ その他法令で定める事由

## 第7章 附則

### 第28条（最初の事業年度）

当法人の設立初年度の事業年度は当法人の成立日から平成24年3月末日までとする。

第29条（設立時役員）

当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事	東 孝一
設立時理事	小森宏真
設立時理事	長縄勝則
設立時監事	徳升 忍
設立時代表理事	東 孝一

第30条（設立時社員）

設立時社員の名称及び住所は次のとおりである。

愛知県刈谷市場割町一丁目2番地1

設立時社員 株式会社ドライバーサービス

名古屋市東区矢田一丁目1番15号

設立時社員 株式会社セントラルサービス

名古屋市守山区藪田町1513番地

設立時社員 株式会社コムサービス

岐阜市宇佐南四丁目7番16号

設立時社員 有限会社プロ・スタッフ

愛知県江南市高屋町清水47番地

設立時社員 有限会社エムエムイーコーポレーション

岐阜県可児市大森1532番地の7

設立時社員 有限会社サン日比野企画

名古屋市中区上前津2丁目9番25号

設立時社員 株式会社セネック・サービス

愛知県春日井市上条町二丁目8番地の1

設立時社員 株式会社ティーエムエム

名古屋市中区上前津二丁目12番1号

設立時社員 株式会社ビジネスサポート

名古屋市名東区猪子石三丁目113番地

設立時社員 株式会社ワークシステムサービス

第31条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべての一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人中部地区自動車管理業協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員株式会社ドライバーサービス、株式会社セントラルサービス、株式会社コムサービス、有限会社プロ・スタッフ、有限会社エムエムイーコーポレーション、株式会社セネック・サービス、株式会社ティーエムエム、株式会社ビジネスサポート、株式会社ワークシステムサービス、有限会社サン日比野企画は、次に記名押印する。

平成24年1月23日

設立時社員 株式会社ドライバーサービス

代表取締役 徳升 忍

設立時社員 株式会社セントラルサービス

代表取締役 東 孝一

設立時社員 株式会社コムサービス

代表取締役 小森 宏真

設立時社員 有限会社プロ・スタッフ

代表取締役 栗本 永子

設立時社員 有限会社サン日比野企画

代表取締役 日比野 共平

設立時社員 有限会社エムエムイーコーポレーション  
代表取締役 長縄 勝則

設立時社員 株式会社セネック・サービス  
代表取締役 小出 晃昭

設立時社員 株式会社ティーエムエム  
代表取締役 久保 利夫

設立時社員 株式会社ビジネスサポート  
代表取締役 今枝 弘之

設立時社員 株式会社ワークシステムサービス  
代表取締役 堀 健一